

半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第3条第4号の半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業の実施については、同要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この事業は、ひとり親家庭等に対し、日常における子育てや生活面、就業することや養育費取得のための活動や就職に役立つ資格取得等支援事業等を利用するため、はんだファミリーサポートセンター事業を利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の自立を支援するものとする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業及び費用は、はんだファミリーサポートセンターが行なう会員相互による育児援助活動で援助活動を行なう会員に係る報酬とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第2条に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに養育者家庭の当該児童を養育する者のうち、次の各号のいずれかの事由により、前条の事業を利用する者とする。

- (1) 日常における子育てや生活によるもの
- (2) 就業や就業のための資格取得によるもの
- (3) 養育費の取得によるもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(所得による利用の制限)

第5条 申請者の前年の所得が、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第4条の規定の例による場合は、事業を利用することができない。

(助成額)

第6条 助成する額は、1月を単位に、当該月の利用に要した費用(交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の負担分を除く。)の合計額の2分の1の額(算出した額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とし、上限額を児童(0歳から小学6年生までに限る。以下同じ。)が1人の

場合は10,000円、複数の場合は10,000円に2人目以降の児童1人につき5,000円を加算した額とする。

(利用申請)

第7条 この事業を利用しようとする者は、あらかじめ、半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業利用申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合は、当該書類等の全部又は一部を省略させることができる。

(1) 申請者及び当該監護する児童の戸籍の謄本又は抄本

(2) 申請者の所得を明らかにする市町村長の証明

(3) その他市長が必要と認める書類

(利用決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業利用決定(却下)通知書(様式第2)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の規定により利用決定通知を受けた者は、当該利用した月の翌月の5日までに、半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成金交付請求書(様式第3)に、当該事業の援助活動報告書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(報告)

第11条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成金の交付を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(譲渡の禁止等)

第12条 この要綱による助成金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、令和2年4月1日以降の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業利用申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 住所
氏名
電話 () -

半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、対象者及び所得状況の確認に関し、公簿等により調査されることに同意します。

対象者	ふりがな 氏名				生年 月日	年 月 日
	住所	〒 -			電話 () -	
利用する児童		ふりがな 氏名	性別	続柄	生年月日	
	①		男・女		年 月 日(歳 月)	
	②		男・女		年 月 日(歳 月)	
	③		男・女		年 月 日(歳 月)	
利用理由		1. 日常における子育てや生活 () 2. 就業や就業のための資格取得 () 3. 養育費の取得 () 4. その他 ()				
利用希望月		年 月 から 年 月まで				
備考						

(裏面)

(注意)

1. 住所を変更したとき、ひとり親家庭等でなくなったとき、その他重要な異動があったときなど、異動が生じたときは、その旨連絡してください。
2. あなたが不正な手段で助成金の支給申請をした場合、この決定を取り消すことがあります。なお、その場合既に支給を受けた助成金があれば、その全部又は一部を返していただくことがあります。

様式第3（第9条関係）

半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成金交付請求書

年 月 日

半 田 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） ー

半田市ひとり親家庭等ファミリーサポート利用料助成事業の助成金の交付を受けたいので、援助活動報告書を添えて請求します。

年 月分 交 付 申 請 額	円
-------------------	---

振 込 口 座	金融機関	名 称		店 名
		口座種別		口座番号
		1. 普通	2. 当座	
	口座名義 (申請者)	フリガナ		